

湯沢市ネーミングライツパートナー募集要項

「湯沢市ネーミングライツ導入に係る基本方針」に基づき、「第2 対象施設」に掲げる施設について、ネーミングライツパートナーを募集するにあたり、必要となる募集条件や提出書類等の基本的な事項を定めます。

第1 目的・趣旨

市では、企業等の地域貢献機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、安定した財政基盤を強化することで、施設の魅力向上や市民サービスの向上に寄与し、ひいては地域活性化を図ります。

第2 対象施設

- | | | |
|---|------|-----------------|
| 1 | 施設名称 | 湯沢市湯沢文化会館 |
| 2 | 所在地 | 湯沢市字沖鶴 103 番地 1 |
| 3 | 施設概要 | 別紙 1 のとおり |

第3 募集期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 8 年 1 月 16 日（金）まで

第4 応募資格

次に該当する団体を除き、法人格を有する団体が応募できます。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体
- (2) 公序良俗に反する事業を行う団体
- (3) 公租公課を滞納している団体
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体
- (5) 湯沢市建設工事等入札参加者指名停止基準による指名停止等を受けている団体
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）による清算の申立てがなされている団体
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- (8) 湯沢市暴力団排除条例（平成 24 年湯沢市条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している団体及びこれらと密接な関係を有する団体
- (9) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体（現在の指定管理者及びその関連企業等は除く。）
- (10) その他、ネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

第5 愛称の条件

- (1) 愛称は、施設にふさわしいもので、市民や施設利用者にとって、分かりやすく親しみやすいものとします。

- (2) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称変更はできないこととします。
- (3) 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係に問題がないものであることを条件とします。

第6 希望金額（年額）

年額 150 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

第7 契約期間

原則として3年以上とします。始期及び終期は、協議により決定します。

第8 費用負担等

- 1 施設への新たな名称看板設置に係る費用や新たな照明付看板を設置した場合の電気代、既存の看板等の名称変更に伴う費用は、原則としてネーミングライツパートナーの負担とします。
- 2 敷地内の既存の広告板や支柱等を利用して新たな名称看板等を設置する場合は、既存部の本体、接合部、支持部分等の状況について、事前に施設所管課所と協議の上、実施してください。
- 3 敷地外の看板等を表示変更する場合は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について変更することとします。
- 4 契約期間満了時の原状回復に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。ただし、市が原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとします。
- 5 市が発行するパンフレットや封筒等の印刷物、市ホームページの表示変更等は市が負担しますが、既存の印刷物からの移行時期等は別途協議します。

第9 応募方法

- 1 申込書類
 - (1) 応募申込書（様式1）
 - (2) 会社等の概要（任意様式）
 - (3) 決算報告書（直近2事業年度分）
 - (4) 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
 - (5) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税（法人事業税）の未納がないことを証する書類で、発行日から3か月以内のもの。）
- 2 提出部数 1部
- 3 提出方法
 - (1) 申込書類は持参によることとします。（郵送不可）
 - (2) 申込書類の受付は、募集期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。
- 4 留意事項
 - (1) 申込みに必要な経費は全て応募者の負担とします。
 - (2) 申込書類は返却しません。また、湯沢市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

第10 選定方法

1 応募者について、次に掲げる資格要件を確認し、ネーミングライツパートナーとしての適否を判断します。1つでも資格不備の場合は、応募者を失格とし、提案選考を行いません。

- (1) 募集期間内の応募であること。
- (2) 提出書類に不足や不備がないこと。
- (3) 「第5 愛称の条件」を満たしていること。
- (4) 愛称が次のいずれかに該当しないこと。
 - ①法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - ②公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - ④政治性・宗教性のあるもの
 - ⑤社会問題その他について主義又は主張に当たるもの
 - ⑥社会通念上、愛称として使用することが適当でないと認められるもの
- (5) 「第4 応募資格」を満たしていること。

2 資格要件を満たしている応募者を対象に、湯沢市公有財産利活用及び公の施設管理運営検討委員会において次に掲げる選定基準に基づき審査を行います。

(1) 選定基準

項 目	審査内容	配 点
① 愛称案(20)	市民に広く受け入れられる名称か	10
	施設の目的や特性に合っているか	10
②地域貢献(20)	理念と施設の目的がマッチしているか	10
	活動実績や今後の計画は具体的か	10
③経営状況(10)	財務健全性は確保されているか	5
	提案内容に応じた支払い能力があるか	5
④提案期間(10)	最長提案期間に対する率 注1	10
⑤応募金額(40)	最高応募金額に対する率 注2	40
合 計		100

注1 提案期間の計算例

A社：提案契約期間5年（応募者中の最長提案期間）

$10 \text{ 点} \times 5 \text{ 年} / 5 \text{ 年} = 10 \text{ 点}$

B社：提案契約期間3年

$10 \text{ 点} \times 3 \text{ 年} / 5 \text{ 年} = 6 \text{ 点}$

注2 応募金額の計算例

A社：応募金額200万円（応募者中の最高応募金額）

$40 \text{ 点} \times 200 \text{ 万円} / 200 \text{ 万円} = 40 \text{ 点}$

B社：応募金額100万円

$40 \text{ 点} \times 100 \text{ 万円} / 200 \text{ 万円} = 20 \text{ 点}$

(2) 評価の審査基準

評価 ①～③		算出方法
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60

D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20
F	非常に劣っている	配点×0.00

- (3) 合計点数が最も高い応募者を優先交渉権者に選定し、次点以下の順位についても決定します。
- (4) 合計点数が同点の場合は、応募金額、地域貢献、愛称案、提案期間、経営状況の順で、選定基準ごとの点数が高い応募者を優先します。
- (5) 1項目でもF評価を受けた場合、または応募金額の点数を除く合計点数が4割に満たない場合は失格とします。

第11 契約協議

- 1 選定された優先交渉権者と契約協議を行います。
- 2 優先交渉権者の決定時及び施設命名権契約締結時には、団体名、愛称案、ネーミングライツ料等を公表します。

第12 スケジュール

令和7年12月19日(金)	事前質問書の提出締切
令和7年12月26日(金)	事前質問書に対する回答公表
令和8年1月16日(金)	募集締切
令和8年2月上旬(予定)	優先交渉権者及び愛称案の決定・公表
令和8年3月以降(予定)	契約締結

第13 留意事項

- 1 応募内容について、必要に応じてヒアリングを実施し、一部修正等の協議を行う場合があります。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- 2 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。ただし、審査の結果等に基づく、協議による修正を妨げるものではありません。
- 3 提出された書類等は返却しません。
- 4 応募後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- 5 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- 6 ネーミングライツパートナーは、契約期間満了時、次回契約に関して優先的に交渉することができます。

第14 資料

- 別紙1「施設概要」
- 別紙2「契約書案」

第15 応募・問合せ先

湯沢市教育委員会事務局教育部 生涯学習課社会教育班
住所：湯沢市佐竹町1番1号(〒012-8501)
電話：(0183) 73-2163(生涯学習課直通)